



2019年11月1日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 芳井敬一
 (コード番号：1925 東証第1部)
 問合せ先 執行役員 広報企画室長 中尾剛文
 (TEL：06-6342-1381)

不適合等についての再発防止策の進捗状況について

弊社が2019年4月12日、5月13日、6月18日にご報告いたしました戸建住宅・賃貸共同住宅における建築基準に関する不適合等については、お客さまならびに関係者の皆様には多大なるご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

弊社は、このたびの不適合等の再発防止策を、6月18日にご報告いたしましたが、2019年10月末現在の実施状況について、下記のとおりご報告いたします。なお、本内容は本日（2019年11月1日）、国土交通省に報告いたしました。

記

1. 再発防止策の進捗状況について

【対策基本方針1】 全社的な設計業務に関する法令遵守体制の再構築
社長直轄部門として独立した法令遵守・品質保証推進本部を8月1日に設置しました。リスク情報の収集伝達機能を強化するとともに、技術部門における設計・工事業務の監理体制を再構築し、運用確認、評価を行うことにより、法令遵守体制の強化を図っています。
【対策基本方針2】 型式適合認定制度に関する社内資格制度の導入
8月19日に型式適合認定制度に関する社内資格制度試験（今後は毎年1月に実施）を実施し、10月1日より設計担当者の適正配置を行いました。
【対策基本方針3】 リスク情報の伝達機能の強化
10月1日より、各事業所のリスク情報について、事業所長（支社長・支店長）および設計責任者が中心となり、遅滞なく法令遵守・品質保証推進本部へ報告する仕組みを確立し、運用を開始しました。
【対策基本方針4】 社内監査機能の強化
10月1日より、法令遵守・品質保証推進本部の仕様監理部による個別設計監査・条例適合確認などを行うとともに、設計工程における社内ルールの遵守状況の全棟チェックも実施しています。
【対策基本方針5】 事業所の法令遵守状況に対する適正評価
10月1日より、型式適合認定制度をはじめとする建築関連法令の遵守状況等について、事業所の業績評価に反映しています。
【対策基本方針6】 本社・事業所間の情報共有の強化、教育の再徹底
設計部門の業務に直結した専門教育、建築関係法令の基礎知識を習得する一般教育に研修体系を見直し、8月26日より順次開始しています。今後は全社的な法令順守教育を見直し、意見交換の場を設けることで本社と事業所間のコミュニケーション強化を図ります。
【対策基本方針7】 社内チェック機能の強化
10月1日より、社内の標準的な設計ルール（設計要項）を再整備するとともに、設計図書長期保管も再構築しました。また、法令適合チェック機能の強化を図るためBIMの開発に着手し、2021年10月より正式運用する予定です。

以 上

報道関係者のお問い合わせ先		
広報企画室	広報グループ	06 (6342) 1381
	東京広報グループ	03 (5214) 2112